埼玉県土木・建築工事実務要覧等の適用について

平成31年3月29日 企局総第750号主席工事検査員通知

平成31年度から埼玉県土木工事実務要覧が改定されることから、企業局においても下記のとおり適用することとしたので通知します。

なお、平成16年3月4日付企局総第2735号の通知は廃止とします。

記

1 土木工事

「埼玉県土木工事実務要覧」を準用する。

ただし、建設工事検査要綱については、埼玉県企業局建設工事検査要綱を適用する。

2 建築工事(電気設備・機械設備工事含む)

「埼玉県建築工事実務要覧」を準用する。

ただし、建設工事検査要綱については、埼玉県企業局建設工事検査要綱を適用する。

- 3 土木工事に関連する業務又はそれに類する委託業務 「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」を準用する。
- 4 建築工事及び建築設備工事に係る委託業務 「埼玉県建築工事委託業務実務要覧」を準用する。
- 5 3及び4に該当しない維持管理等の委託業務の検査「埼玉県企業局委託業務検査要綱」による。
- 6 企業局独自項目

以下の項目については、県要覧とともに追加適用する。

- ① 埼玉県企業局建設工事検査要綱(別添-1)
- ② 埼玉県企業局建設工事中間検査実施基準(別添-2)
- ③ 埼玉県企業局委託業務検査要綱(別添-3)

7 適用

平成31年4月1日以降発注する工事・委託業務に適用する。

8 文言等の置き換え

各種県要覧の「埼玉県」は、「埼玉県企業局」に置き換え適用するものとする。

埼玉県企業局建設工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県企業局の発注する建設工事の検査に関し、法令その他別に 定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 検査員

埼玉県公営企業財務規程(昭和39年3月31日公営企業管理規程第5号)第119条第1項の規定により検査を行う職員として指定を受けた職員をいう。

(2) 工事検査員

検査員のうち、主席工事検査員が検査の実施を命じる職員をいう。

なお、検査の実施を命じられる職員は、埼玉県企業局組織規程(昭和38年11月1日公営企業管理規程第1号)第3条第2項に規定する主席工事検査員、副主席工事検査員、主任工事検査員等とする。

(3) 完成検査

完成した工事について行う検査をいう。

(4) 中間検査

工事の施工期間中において行う検査をいう。

(5) 部分払検査

工事の既済部分について受注者から部分払検査請求書が提出されたときに行う 検査をいう。

(6) 決裁権者

埼玉県公営企業財務規程第119条第1項の規定により当該検査に係る支出負担行 為についての決裁権者をいう。

(7) 発注課所場長

当該検査に係る支出負担行為を行う課所場の長をいう。

(工事検査員の検査対象工事)

第3条 工事検査員の検査対象工事は、請負代金額が原則として別表1に定める額以上のものとする。ただし、別表2の検査を除く。また、地域整備事業における造成工事

過程で実施する試掘検査(分譲地検査)については、工事検査区分が事務所執行であっても中間検査として工事検査員が実施する。

2 決裁権者及び主席工事検査員は、緊急その他の事由により必要がある場合は、双方 協議の上、前項の定めによらないことができる。

(中間検査、部分払検査)

第4条 中間検査は、別に定める実施基準に基づき実施するものとするが、原則として、 出来高の割合にかかわらず当該工事の主たる構造物及び基礎等が完成検査時に明視 できなくなる部分の検査とし、工事の施工状況を確認するため、工事期間中に少なく とも1回以上実施するものとする。

なお、請負代金額が1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事にあっては、原則2回 実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。

2 中間検査を省略できる工種は、別表3に定めるものとする。

なお、別表3に示すもののほか、施工工程上、中間検査の実施が困難となる工種については、中間検査を省略することができるものとする。ただし、工事検査員の検査対象工事については、事前に工事検査員と協議を行うものとする。

- 3 中間検査において、受注者から部分払の請求があった場合には、中間検査と部分払 検査を同時に行うことができるものとする。
- 4 中間検査及び部分払検査の実施に当たっては、受注者に必要以上の準備作業を求めないこととする。

(検査員の指定)

第5条 決裁権者は、完成検査、中間検査又は部分払検査を行うに当たっては、支出負担行為決議書により検査員を指定するものとする。

なお、工事検査員の検査対象工事については、「企業局工事検査要綱に基づく工事 検査員」と指定することにより、埼玉県企業局財務規程第119条第1項に規定する検 査を行う職員として指定したとみなすものとする。

2 検査員の変更等が生じた場合は、検査員指定書により検査員を指定するものとする。

(工事概要の通知)

第6条 発注課所場長は、工事検査員の検査対象工事の請負契約締結後、すみやかに様式第1号の工事概要通知書により主席工事検査員に該当工事の概要を通知しなければならない。

(検査員の検査手続)

- 第7条 発注課所場長は、受注者から工事の工事完成通知書若しくは部分払検査請求書の提出があったとき、又は中間検査を必要と認めたときは、当該工事を確認の上、第 5条の指定を受けた検査員に工事の検査を行わせるものとする。
- 2 発注課所場長は、工事検査員が工事の検査を行う工事については、事前に工事検査 請求書により主席工事検査員に工事の検査を請求するものとする。

(工事の履行を確認できない場合の措置)

- **第8条** 検査員は、設計図書に定めるところにより工事の履行を確認できないと認める ものについては、工事手直し指示書により発注課所場長に手直しを指示しなければな らない。
- 2 発注課所場長は、検査員から工事手直し指示書を受理したときは、直ちに受注者に 対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。
- 3 発注課所場長は、前項による手直しが完了したときは工事手直し報告書により、検 査員に手直しが完了した旨を報告しなければならない。
- 4 検査員は、前項の規定による手直しが完了した旨の報告を受けたときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。

(検査結果の報告)

第9条 検査員は、中間検査、完成検査又は部分払検査の結果について当該工事を適正 と認めたときは、工事検査調書又は工事既済部分認定調書により、決裁権者に報告し なければならない。

(その他)

- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、検査員の検査に関し必要な事項は管理者が定める。
- 2 本要綱に関する様式以外は、埼玉県建設工事検査要綱に基づく各種様式を準用する ものとする。

別表1 工事検査員の検査対象工事

区 分	工事検査
土 木 工 事	2,000 万円
建築工事	1,000 万円
設 備 工 事	2,000 万円

別表2 工事検査員が行う検査から除く工事

- ○内容が複雑ではない工事
 - 植栽工事
- ○出来形がない工事
 - ・撤去・解体のみの工事(浄水場、中継ポンプ所及び地域整備事業の事業地内)
 - 伐採工事
- ○内容が複雑ではない、あるいは単一の工種を一括して発注することにより、請負 代金額が工事検査員検査の対象額を超えた場合も、工事検査員検査の対象から除 外する。
 - 弁類分解補修工事
 - ・地域整備事業における地元要望に関する工事
 - 注1 大規模工事となった場合は、検査員検査の対象とする
 - 注2 上記の類似工事を検査員検査の対象から除外する場合は、主席工事検査員と 協議する

別表3 中間検査を省略できる工種

- ・維持補修的な工事
 - (各浄水場の管理する管路一円で実施する弁類修繕工事、除草工事等)
- ・単一的な工事
 - (側溝布設工事、防護柵設置工事、舗装オーバーレイ工事等)
- ・完成検査時に支障なく出来形・品質・性能等の確認が可能な設備工事 (弁類工事、空調設備工事、配管(給水、薬注等)工事、薬注ポンプ工事、 外灯(照明)工事、計装設備(流量計等)工事、汎用品の設置・交換工事 等) ただし、施工が広範囲に及び1日で全数の検査が困難な工事や完了検査時 に通電・通水・薬品等の影響により安全が確保できない工事は除く。
- ・分解等を伴わない部品交換のみの修繕工事等
 - (計算機設備修繕工事、計装機器設備修繕工事 等)

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県企業局建設工事検査要綱(平成16年4月1日改正)は廃止する。
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

工事概要通知書

課所場名

区 分	内	容	
事 業 名			
工事名			
工事場所			
受注者			
請負代金額			
工期			
契約方法			
工 事 概 要			
監督員・職・氏名			

埼玉県企業局建設工事中間検査実施基準

埼玉県企業局建設工事検査要綱(以下「要綱」という。)第4条に基づく中間検査の実施については、以下のとおり定めるところによる。

(検査の目的)

1 中間検査は、工事完成時では出来形・品質・性能の確認が著しく困難となる部分の品質の 確保及び工事施工中における適正な施工の確保を図るため、実施するものとする。

(検査の省略)

2 要綱第4条により定められた工事のほか、主席工事検査員と発注課所場長との協議により 中間検査を実施する必要がないと認める工事については、中間検査を省略できるものとする。

(検査の対象工事)

- 3 中間検査の対象は、以下のとおりとする。
- (1) 工事の施工中において随時行う検査
- (2) 約款 33 条 (部分使用) の規定に基づく部分使用を行う場合の品質・出来形等の検査 ※請負代金額が土木・建築工事 500 万円、設備工事 1000 万円未満の工事については、検査 員の検査に代えて監督員による段階確認検査を行い、工事記録等により受注者の承諾を得 ることもできるものとする

(分割施工等の取り扱い)

4 対象工事が分割施工で繰り返し行われる工事で、工事検査員の検査対象工事については、 その都度、工事検査員と協議を行うものとする。

なお、工事の種別等により、最初の工程を中間検査の対象とし、中間検査における技術的 指導に基づき、施工管理及び品質管理方法を確立し、2番目以降の工程は監督員による段階 確認とすることもできるものとする。

(検査の実施時期)

5 中間検査は、原則として部分払検査及び完成検査の実施時期並びに対象工事の工程等を考慮し、別表に定める施工上の各段階における重要な変化点等を選定し、適切に実施することとする。

なお、別表に定める中間検査実施時期のうち、工場検査時において施工管理に関する検査 を行わない場合、当該工場検査は成績評定(中間検査時)の対象外とする。

(検査の実施範囲等)

6 中間検査は、工事の施工中の各段階における施工体制、施工状況、出来形、品質等対象工事 全般について実施するものとし、中間検査で確認した出来形部分については、施工状況から 再度の確認が必要な場合を除き、完成検査時の確認は省略するものとする。

(その他)

- 7 埼玉県建築工事成績評定要領第2条第2項の「増改築工事」、「改修工事」について、設備 工事においては、それぞれ「更新・改良工事」、「修繕工事(設備機器修理を含む)」と読み 替えるものとする。
 - ※1 中間検査、完成検査が成績評定の対象
 - · 建築工事 增改築工事
 - · 設備工事 更新·改良工事
 - ※2 完成検査のみが成績評定の対象
 - ·建築工事 改修工事、解体工事
 - ・設備工事 修繕工事(設備機器修理を含む)
- 8 この実施基準に定めるもののほか、実施に関して疑義がある場合は、主席工事検査員と協議するものとする。

附則

1 この基準は、令和元年11月1日から適用する。

別表 中間検査対象工種と検査実施時期

	工	:	種	中間検査実施時期	備考
1	共		通	1)年度末(3月)に、部分払検査又は完成検査を	1)中間検
				行う場合は、原則としてその前月まで	査実施の場
				2) 工場検査時(機器、材料等)	合
				平成 29 年 10 月 5 日付け通知のとおり	
2	杭		打	完了時(管防護、小規模な弁室や橋台は除く)	
3	構	造	物	1) 杭打ち、地盤改良完了時	
				2)調整池や水道施設本体等の重要構造物の配筋	
				時又はPCの緊結時	
				3) 埋戻しや足場の撤去	
				等により完成又は部分払検査時(以下「検査時」	
				という)の確認が困難となる前	
	⊐ n.		/-++:	4) 構造物躯体完了時(防食塗装等の前)	
4	設		備	プラントの稼働や対象機器の部分使用等に伴い、	
				検査時に出来形等の確認が困難となる前	
5	管	布	設	埋戻しや通水により検査時に出来形等の確認が	工事中1回
	(開	削	工)	困難となる前(小規模な漏水復旧工事は除く)	以上実施
6	管	布	設	施工時又は貫通時(補助工法を伴う全工事)	
	(推	進	工)	ただし、推進延長が20m未満は除く	
7	管	布	設	1) 立坑完了時、施工時、貫通時	
	(シー	ールト	三二)	2)その他検査時に出来形等の確認が困難となる前	
8	管	布	設	1) 仮組立完了後(パイプビームを除く)	
	(水	管	橋)	2) 水張りや足場の撤去などにより検査時に出	
L				来形等の確認が困難となる前	
9	管	布	設	穿孔作業終了後(個別に検査員と協議)	
	(不	断	水)		
10	道		路	1) 上層路盤が完了し、舗装工事の着手前	
				2) 地盤改良完了時	
				ただし、原形復旧・仮復旧は除く	
11	塗		装	1) ケレン完了時	
	(防食	江事	含む)	2)水張りなどにより検査時に出来形等の確認が困	
				難となる前	
12	ろぇ	材 更	生	ろ床点検工の終了後で、ろ過砂利搬入敷均し工の	2工事を同
				着工前	日に実施
13	ろ追	過池防	食	ろ床目地修繕の完了後	(原則)

[※]本表は、標準的な実施時期を示したもので、実施の際は検査員と協議されたい。

埼玉県企業局委託業務検査要綱

制定 昭和58年 8月 1日 改定 昭和60年 3月26日 改定 平成16年 4月 1日 改定 平成31年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県企業局が発注する委託業務(以下「委託業務」という。)の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定める ものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 検査員

埼玉県公営企業財務規程(昭和39年公営企業管理規程第5号)第119 条第1項の規定により検査を行う職員として指定を受けた職員をいう。

- (2) 完了検査 完了した業務について行う検査をいう。
- (3) 実施済確認検査 定例的、定期的業務等の履行を確認する検査をいう。
- (4) 決裁権者

埼玉県公営企業財務規程第119条第1項の規定により当該検査に係る 支出負担行為についての決裁権者をいう。

(5) 発注課所場長 当該検査に係る支出負担行為を行う課所場の長をいう。

(検査員の指定)

- 第3条 決裁権者は、完了検査及び実施済確認検査を行うに当たっては、支出負担行為により検査員を指定するものとする。
- 2 検査員の変更等が生じた場合は、検査員指定書により検査員を指定するものとする。

(検査員の検査手続)

第4条 発注課所場長は、受託者から委託業務完了通知書の提出があったとき

又は委託業務実施済確認の申出があったときは、前条で指定を受けた検査員に委託業務の検査を行わせるものとする。

(契約に違反する場合の措置)

- 第5条 発注課所場長は、検査員が業務の検査の結果、契約条項に違反するものがあると認めたときは、直ちに、当該契約の相手方に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。
- 2 検査員は、違反の事実が重大であると認めるものについては、手直し指示書 (様式第2号)により発注課所場長に手直しを指示しなければならない。
- 3 発注課所場長は、検査員から手直し指示書を受理したときは、直ちに、当該 契約の相手方に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。
- 4 発注課所場長は、第2項による手直しが完了したときは、手直し報告書(様式第2号)により、検査員に報告しなければならない。
- 5 検査員は、前項の規定による手直しが完了した報告を受けたときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。ただし、検査員が軽易な手直しと認めたものであっては、この限りでない。

(検査結果の報告)

第6条 検査員は、業務の検査の結果について、当該業務を適正と認めた時は、 委託業務検査調書(様式第3号)又は別に定める委託業務実施済の確認書により決裁権者に報告しなければならない。

附則

1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県企業局業務委託検査要綱(昭和60年3月26日付け決裁)は、廃止する。

附則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。